

◆新型コロナウイルス罹患者の請求に対するQ & A◆

新型コロナウイルス第7波もピークを迎え、お盆を挟み、電話・メールでの質問が激増しております。特に最近の医療事情によりコロナ対応も少しずつ変更されてきております。直近で多い質問についてまとめましたので、ご参照ください。

(1) 保健所が発行する療養証明書の代わりに「MY HER-SYS」を使った療養証明書を使えないか？

⇒原則10日以内の自宅療養であれば、使用可としています。その場合「MY HER-SYS」は行動制限解除日（療養終了日）が記載されていないため、給付金請求書の状況に病状の経緯を時系列で記入させてください。（記入例：7/1 発熱、7/2 病院でPCR検査、7/3 陽性判定、7/7 平熱に下がる7/10 咳も収まる、7/12 療養終了）

(2) 「みなし陽性者」は給付の対象になるのか？

⇒「みなし陽性者」とは正式に病院でPCR検査を受けずに陽性判定となった方の総称です。現在医療現場のひっ迫で、様々なケースの問い合わせを受けております。（例：①市販の検査キットを使い陽性となったため、病院に電話をし、医師に陽性判定を受けた。②検査キットで陽性となったため病院の予約をとろうとしたが繋がらなかった。保健所に相談したところ、検査キットが保健所推奨の医療用のものであれば、みなし陽性として「MY HER-SYS」に登録できた。等）

「みなし陽性者」だけでは、給付の対象かどうかは判定できませんが、保健所から療養証明書が発行できる場合（「MY HER-SYS」を使った療養証明書も含む）は、給付の対象になると考えて下さい。

(3) 会社に提出するために医療機関から診断書を取り付けたが、保健所の療養証明書の替わりとして使っても良いか？

⇒発症日、診断日（新型コロナ陽性判定日）、療養期間が記入してあるものであれば替わりとして使っていただいても結構です。

(4) 休業保障特約給付金からは支払われないのか？

⇒今回の新型コロナ罹患者に対しては、自宅療養期間を入院給付金としてお支払いしております。入院給付金と休業保障特約給付金は重ねて支払いませんので、保健所が証明する期間については、入院給付金のみとなります。一方療養期間が終わっても体調がすぐれず、会社と相談して休業を延長する場合は、その期間は休業保障特約給付金の対象となるとしております。（最大14日限度です。）

(5) 「同意書」は必要？

⇒宿泊療養・自宅療養のみの場合は「同意書」は不要です。

(6) 保健所からの証明書取付に時間がかかりますが、提出期限はありますか？

⇒請求時効は3年という規定はありますが、事実関係が証明できればお支払いしておりますので保健所からの届き、請求書類がそろった段階で提出して下さい。

(7) 新型コロナに罹患したが、5型→10型にタイプアップしたいが可能か？

⇒新型コロナに罹患された場合は、入院給付金としてお支払いしております。タイプアップする際の健康告知では、過去3か月以内に入院されておれば、加入できないとしておりますのでご注意ください。（新型コロナの請求は、罹患されてかなり時間が経ってからの請求が多く、タイプアップ時点では、まだ請求書を提出していないケースがありますので、特にコロナでの療養期間がいつであったのか確認する必要があります。）